

議会受付番号	鎌議第 1445 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

公文書改竄事件に係る対応等

2 質問の要旨

- 1 納税課（再任用職員）小原芳則による重大な公文書改竄事件に係り、改竄実行者2名について懲戒になるか否かについては、職員課は諮問したのか。
- 2 悪意がないと今回、実行者2名を懲戒対象としなかったが、別の職員により万が一今後、同様のケース（公文書の改竄）が発生した場合、懲戒の対象となるのか。
- 3 刑事訴訟法に基づいて、どのようなケースの場合に公務員にとり、告発義務が発生するのか。その具体的な構成要件は何か。
- 4 懲戒処分の決定ならびに懲戒対象となるか否かの判断については、比例原則に基づいて判断されるべきなのか。又その根拠は何か。

3 答弁

- 1 懲戒処分に係る諮問を行うに当たっては、経過や内容を説明し、懲戒処分についてご審議いただいております。その審議の際に、庶務事務システムの庶務担当者2名が依頼に基づき改ざんを行っていたことも説明しております。
- 2 懲戒の対象となるか否かは、個別の事案を精査した上で判断してまいります。
- 3 刑事訴訟法第239条第2項に基づき、告発義務が発生すると考えます。その具体的な構成要件は、職員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときとなります。
- 4 懲戒処分の対象となるか否かの判断並びに懲戒処分の決定については、鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針における標準的な処分事例に照らして懲戒処分とするか否か、懲戒処分とする場合は、その量定を決定しており、比例原則に基づき判断しているものではありません。